

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）
公益社団法人中央区医師会訪問看護ステーションあかし 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、公益社団法人中央区医師会が設置する訪問看護ステーションあかし（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：公益社団法人中央区医師会訪問看護ステーションあかし

(2) 所在地：東京都中央区明石町 1-6

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師 1名
○管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
看護職員：理学療法士・作業療法士 1 名以上
看護師の指導の下に、リハビリを担当する。
看護職員：看護補助員 1 名以上
看護師の指導の下に、療養生活上の世話等を担当する。

(3) 事務職員：事務員 1 名以上
訪問看護の必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前9時15分から午後17時15分までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること。
- (4) 家族の支援に関すること。
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(緊急時における対応方法)

- 第10条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

- 第11条 1 ステーションは、基本利用料として介護保険法等又は健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額（利用者の介護保険負担割合証による）を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。（公費負担や利用者負担の減免がある場合などはその負担額による。）
 - (2) 医療保険で訪問看護を利用する場合は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の額の保険証の負担割合を徴収するものとする。（公費負担や高額療養費がある場合などはその負担額による。）
- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
 - (2) 保険適用外の訪問看護

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、東京都中央区・江東区とする。

(相談・苦情対応)

- 第13条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第14条 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第15条 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持されるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。
- (1) 採用後1ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年3回の業務研修

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと）を記録するものとする。

(ハラスメントへの対応)

第19条

- 1 本事業所は、利用者又はその 家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。
- 2 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。
 - (1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言
 - (2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
 - (3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
 - (4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為
- 3 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。
- 4 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。
- 5 カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。
- 6 職場におけるハラスメントについては別紙のハラスメント防止規定に準ずる。

(BCP：業務継続計画)

第20条

- 1 本事業所職員は自然災害や感染症被害に対しての意識を高め、専門的知識と技術に基づき看護を提供できるよう、BCP（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講ずる。
- 2 感染症については、感染症を発生させない、まん延させないことを目的として措置を講ずる。
- 3 平常時から政策策定に関与し、災害リスクの低減に努め、災害時は災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行なう。
- 4 従業者に対し、BCP（業務継続計画）について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 5 定期的に BCP（業務継続計画）の見直しを行ない、必要に応じて内容の変更を行なう。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。(第17条 虐待防止に関する事項を追加)

この規定は、令和5年11月1日から施行する。(全額自己負担・保険外延長料金変更)

この規定は、令和6年6月1日から施行する。(保険改訂による料金表変更)

この規定は、令和6年11月1日から施行する。(第5条 看護職員：理学療法士・作業療法士追加)

この規定は、令和8年8月1日から施行する。(保険改定による料金表変更、第18条身体的拘束・第19条ハラスメントへの対応・第20条業務継続計画に関する事項を追加)

基本料金

単価・・・11.4

(円)

要介護	訪問時間(1回あたり)	単位数	10割	1割	2割	3割
看護師	20分未満	314	3,579	358	716	1,074
	30分未満	471	5,369	537	1,074	1,611
	60分未満	823	9,382	939	1,877	2,815
	90分未満	1128	12,859	1,286	2,572	3,858
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	20分(20分×1回)6回/週まで	294	3,351	336	671	1,006
	40分(20分×2回)3回/週まで	588	6,703	671	1,341	2,011
	60分(20分×3回)2回/週まで	795	9,063	907	1,813	2,719
要支援	訪問時間(1回あたり)	単位数	10割	1割	2割	3割
看護師	20分未満	303	3,454	346	691	1,037
	30分未満	451	5,141	515	1,029	1,543
	60分未満	794	9,051	906	1,811	2,716
	90分未満	1090	12,426	1,243	2,486	3,728
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	20分(20分×1回)6回/週まで	284	3,237	324	648	972
	40分(20分×2回)3回/週まで	568	6,475	648	1,295	1,943
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 (利用開始日の属する月から12月超の場合)	20分(20分×1回)6回/週まで	279	3,180	318	636	954
	40分(20分×2回)3回/週まで	563	6,418	642	1,284	1,926

加算料金

加算名		単位数	10割	1割	2割	3割
初回加算(退院当日以外)		300	3,420	342	684	1,026
初回加算(退院当日)		350	3,990	399	798	1,197
緊急時訪問看護加算(月)		600	6,840	684	1,368	2,052
特別管理加算Ⅰ(月)		500	5,700	570	1,140	1,710
特別管理加算Ⅱ(月)		250	2,850	285	570	855
退院時共同指導加算(回)		600	6,840	684	1,368	2,052
複数名訪問看護加算Ⅰ	看護師等2人(回)30分未満	254	2,895	290	579	869
複数名訪問看護加算Ⅰ	看護師等2人(回)30分以上	402	4,582	459	917	1,375
複数名訪問看護加算Ⅱ	看護師等と看護補助者(回)30分未満	201	2,291	230	459	688
複数名訪問看護加算Ⅱ	看護師等と看護補助者(回)30分以上	317	3,613	362	723	1,084
長時間訪問看護加算(回)		300	3,420	342	684	1,026
ターミナルケア加算		2500	28,500	2,850	5,700	8,550
看護・介護職員連携強化加算(月)		250	2,850	285	570	855
看護体制強化加算Ⅰ(月)		550	6,270	627	1,254	1,881
看護体制強化加算Ⅱ(月)		200	2,280	228	456	684
看護体制強化加算予防(月)		100	1,140	114	228	342
サービス体制強化加算Ⅰ(回)		6	68	7	14	21
サービス体制強化加算Ⅱ(回)		3	34	4	7	11
夜間・早朝加算		訪問時間単位数に25%上乘せ				
深夜加算		訪問時間単位数に50%上乘せ				
処遇改善加算		ひと月当たりの総単位数に1.8%を乗じた単位数				

基本料金

単価・・・10

(円)

項目		10割	1割	2割	3割
看護師(3日目まで/週) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士(日)	訪問看護基本療養費Ⅰ (回)	5,550	555	1,110	1,665
看護師(4日目以降/週)		6,550	655	1,310	1,965
緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱専門看護師の訪問(月)		12,850	1,285	2,570	3,855
3日目まで(週) 看護師等2人	訪問看護基本療養費Ⅱ (回)	5,550	555	1,110	1,665
4日以降(週) 看護師等2人		6,550	655	1,310	1,965
3日目まで(週) 看護師等3人以上		2,780	278	556	834
4日以降(週) 看護師等3人以上		3,280	328	656	984
緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱専門看護師の訪問(月)	同一建物訪問	12,850	1,285	2,570	3,855
入院中の外泊時の訪問	訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500	850	1,700	2,550
機能強化型2	訪問看護管理療養費(回)	10,460	1,046	2,092	3,138
	2回目以降	3,000	300	600	900
加算・療養費等		10割	1割	2割	3割
24時間対応体制加算(月)		6,800	680	1,360	2,040
緊急時訪問看護加算(日1回)月14日目まで		2,650	265	530	795
緊急時訪問看護加算(日1回)月15日目以降		2,000	200	400	600
特別管理加算Ⅰ(月)		5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ(月)		2,500	250	500	750
乳幼児加算(日)		1,300	130	260	390
乳幼児加算(日)※厚労省が定める疾病等の者		1,800	180	360	540
退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算		2,000	200	400	600
退院支援指導加算		8,400	840	1,680	2,520
夜間・早朝訪問看護加算(回)		2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算(回)		4,200	420	840	1,260
複数名訪問看護加算(看護師等2人/週)		4,500	450	900	1,350
複数名訪問看護加算(看護師+看護補助者/週)	1回(日)	3,000	300	600	900
	2回(日)	6,000	600	1,200	1,800
	3回以上(日)	10,000	1,000	2,000	3,000
	2回(日)	4,500	450	900	1,350
難病等複数回訪問加算	3回以上(日)	8,000	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算(回)		5,200	520	1,040	1,560
在宅患者訪問看護加算(月1回)		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算(月)		2,500	250	500	750
訪問看護情報提供療養費Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(月)		1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護医療DX情報活用加算		50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	R8.6月時点	1,050	105	210	315
* 診療報酬改定に伴い、今後も段階的な引き上げが見込まれております	R9.6月以降	2,100	210	420	630